

平成 2 7 年 度

經 營 政 策 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

経営政策部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成27年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

| | | | |
|-------|-------|------------|-----------|
| 経営政策部 | 経営企画課 | 平成27年9月29日 | 午後1時15分から |
| 〃 | 財政課 | 平成27年9月29日 | 午後2時45分から |
| 〃 | 情報政策課 | 平成27年9月29日 | 午後4時から |

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、経営政策部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成26年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【経営企画課】

【財政課】

【情報政策課】

なし

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

17 交際費調書

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成27年8月31日現在における経営政策部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、経営企画課のみが所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

経営政策部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

| | | |
|-------|------|--|
| 経営企画課 | 事務事業 | ミズベリング構想の石和温泉地域における誘客拠点施設整備については、市民や多方面からの意見を取り入れ、具体的な整備内容を検討し、用地取得についても慎重に審議し進めていただきたい。 |
| 財政課 | 事務事業 | 公共施設適正配置(再配置)について、市民や区の意見を聞きながら、計画を策定すること。 |
| 情報政策課 | 事務事業 | マイナンバー制度の導入について、関係機関と協力する中で、セキュリティ対策の一層の強化に取り組むこと。 |

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成26年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【経営企画課】

《指摘要望事項①》

デマンド交通のあり方については毎年検討を重ね改善をすすめているところであるが、地域間で利用金額に大きな格差がある。料金格差の公平性や対象者として高齢者のみならず学生や通勤者などの利便性の向上を図るなど地域と交通拠点を結ぶような運行も検討されたい。

《対応措置の内容》

- ・デマンドタクシーのふじみルートにおいて、平成27年10月より、ルートの一部延伸（石和町川中島地区、八田地区等への乗り入れ）を実施予定です。
- ・市営バス路線のうち、一宮循環バスについては、平成26年度よりワークショップを開催するなどして、運行経路や時刻表等の見直し作業を実施中です。
- ・今後は、効率的な公共交通網の整備に向けて、市内全域におけるデマンドタクシーや市営バスの再編・整備が必要であると認識しており、現在、山梨県が検討を進めているバス交通ネットワーク再生計画（平成28年度策定予定）との連携を図りながら、効率的で利便性の高い公共交通の運行を目指した取り組みを進めることとしています。

【情報政策課】

《指摘要望事項①》

情報管理においては引き続き十分な管理体制により安全な管理運営を行っていただきたい。

また、データのバックアップ体制も今後検討されたい。

《対応措置の内容》

笛吹市においては、平成 18 年に情報セキュリティポリシー・基本方針を定め、情報セキュリティ対策規準に基づいて、情報資産の機密性、完全性及び可用性を保持するため、3つの側面からセキュリティ対策を講じているところであります。

また、平成 28 年 1 月のマイナンバーの利用開始に向けて、新たな個人情報保護措置についても検討しているところであります。

具体的には、以下の対策を講じています。

(1) 人的セキュリティ

- ・情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ監査の実施、IT リーダーの養成
- ・パソコンや外部媒体等の持出し制限、職員メールの制限、インターネットのアクセス制限、事故の報告、IT リーダーの養成等

⇒平成 27 年 6 月 10・11 日に、IT リーダー 46 人を対象に「標的型メール送信テスト」を実施したところ、ウィルス感染の恐れがあるメールを開いた職員は 2%でした。(神奈川県藤沢市では 40%以上が開いたようです。)

(2) 技術的セキュリティ

- ・パスワードによるアクセス制御
- ・インターネットのアクセスの制限、メール送信時 BCC 通知機能、ウィルス対策・不正接続監視・外部記憶装置制御・セキュリティログ管理ソフトウェアの導入等

⇒平成 27 年 10 月以降に、ウィルス対策ソフトウェアの機能強化を予定しています。

(3) 物理的セキュリティ

- ・サーバ室の入退室管理・監視カメラの設置
- ・パソコンへのセキュリティワイヤーの取り付け
- ・非常時発電機、無停電電源装置によるバックアップ対策

⇒平成 28 年 1 月から、住民情報系システムのクラウド化を進め、庁外でのデータバックアップが可能になります。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。